

令和7年2月

令和7年第1回

西はりま消防組合議会定例会会議録

自 令和7年 2月25日

至 令和7年 2月25日

令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会議事日程

令和7年2月25日（火）午後2時50分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

（1番 後田 正信 議員、6番 浅田 雅昭 議員）

日程第 2 会期の決定（令和7年2月25日（火）の1日）

日程第 3 議員提出第1号 西はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 同意第 1号 西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて

日程第 5 同意第 2号 西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることについて

日程第 6 議案第 1号 令和6年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

日程第 8 議案第 3号 西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び西はりま消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 議案第 4号 西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

日程第 10 議案第 5 号 令和 7 年度西はりま消防組合一般会計予算

4 閉会宣告

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	後 田 正 信	2 番	土 井 本 子
3 番	角 田 勝	4 番	楠 明 廣
5 番	津 田 晃 伸	6 番	浅 田 雅 昭
7 番	森 田 哲 夫	8 番	桑 名 幸 夫
9 番	廣 利 一 志	1 0 番	千 種 和 英

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 潮海 朋和 副主幹 坂本 隼人

係長 橋本 和樹

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本	実	副管理者(相生市長)	谷口	芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元	晶三	副管理者(太子町長)	沖汐	守彦
副管理者(佐用町長)	庵途	典章	消 防 長	栗岡	耕治
次 長	置村	哲也	相生消防署長	水上	昌史
たつの消防署長	中川	裕文	宍粟消防署長	宮内	弘造
太子消防署長	内海	貞二	佐用消防署長	丸田	弘造
消防本部総務課長	本間	篤	消防本部予防課長	渡辺	信哉
消防本部警防課長	岡内	哲也	消防本部情報指令室長	小林	大作

開会挨拶

議長挨拶

○議長（角田勝議員）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅がほころび、吹く風にも春の香りが感じられる季節となりました。

議員各位には、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

さて、今期定例会は、議員各位のご高承のとおり、令和7年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。

その他にも重要な議案が提出されておりますので、議員各位におかれましては、慎重なるご審議により、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日々の寒さの中にも、いくぶんかの春の気配を感じられる季節を迎えました。

本日、ここに令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、ここに開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

また、平素は、管内の防火・防災に格別のご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、今期定例会でご審議いただきます案件は、お手元にお届けいたしておりますとおり、令和6年度補正予算、監査委員・公平委員会委員の選任、条例の制定及び改正、令和7年度予算など、8件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なご審議をいただき、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

開 会 宣 告

○議長（角田勝議員）

ただ今より、令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（角田勝議員）

これより、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件、及び同法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長

ご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、本定例会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

○議長（角田勝議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の氏名～

○議長（角田勝議員）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、1番、後田正信議員、6番、浅田雅昭議員を指名いたします。

両議員よろしく願います。

～日程第2 会期の決定～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(角田勝議員)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

～日程第3 議員提出第1号～

○議長(角田勝議員)

日程第3、議員提出第1号「西はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

ただ今、議題となっております。議員提出第1号については、あらかじめご協議願った事でもありますので、提案理由の説明及び質疑の議事を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(角田勝議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号は、提案理由の説明及び質疑の議事を省略する事に決しました。

これより、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議員提出第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 同意第1号～

○議長（角田議長）

日程第4、同意第1号「西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田議長）

管理者。

○管理者（山本実市長）

ただ今議題となりました同意第1号「西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて」、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本件は、識見を有する者として選任されております太子町選出の村瀬敏紀監査委員から辞任したい旨の申し出があり、管理者においてこれを承認いたしました。

つきましては、新たに佐用町から推薦のあった中井幹夫氏を本組合監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

御高承のとおり、監査委員は地方自治法の定めるところにより、組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査することをその職務とするもので、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議会議員のうちからそれぞれ1名を議会の同意を得て選任することになっております。

このたび選任しようとする中井幹夫氏の経歴につきましては、別添資料のとおりでございますが、人格高潔にし、豊かな経験を有し適任者であると確信いたしております。何とぞ慎重ご審議の上、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（角田勝議長）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議長）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議長）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の同意第1号は、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議長）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

～日程第5 同意第2号～

○議長（角田勝議長）

日程第5、同意第2号「西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議長）

管理者。

○管理者（山本実市長）

ただ今議題となりました同意第2号「西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることについて」、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本件は、西はりま消防組合公平委員会設置条例に基づき3氏が選任されておりますが、本年4月21日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き太子町より推薦のあった宗野祐幸氏、新たにたつの市から推薦のあった連佛忠司氏、宍粟市から推薦のあった釜田道夫氏を本組合公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御高承のとおり、公平委員会の事務は地方公務員法第8条第2項に定められた職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、必要な措置をとること及び職員に対する不利益な処分について不服申し立てに対する裁決又は決定をすることでございます。

このたび選任しようとする3氏の経歴につきましては、別添資料のとおりでございますが、3氏とも市町の公平委員会委員としてご尽力されており、公平無私で人格識見ともに優れ、公平委員会委員として適任者であると確信いたしております。何とぞ慎重ご審議の上、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（角田勝議長）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議長）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議長）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の同意第2号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議長）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第1号～

○議長（角田勝議員）

日程第6、議案第1号「令和6年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第1号「令和6年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、消防車両管理事業として予算計上しておりました化学車の整備につきまして、社会情勢等の影響により車両調達に不測の日数を要し、年度内の整備完了が困難であるため、1ページ、第1表のとおり、繰越明許費の限度額について設定するものでございます。

以上で、議案第1号「令和6年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）」についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第2号～

○議長（角田勝議員）

日程第7、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年

法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)の施行に伴い、従前の「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて新たに「拘禁刑」を創設することとなったため、関係する条例の規定を整理するため制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが、第1条「西はりま消防組合情報公開条例の一部改正」及び第3条「西はりま消防組合行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正」並びに第4条「西はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正」では、「懲役」を「拘禁刑」に、第2条「西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正」では、「禁錮」を「拘禁刑」に、それぞれ改めるものです。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行するものでございます。第2項及び第3項ではそれぞれ経過措置に関する規定を設け、本条例の施行前後における行為や資格について、従前の懲役や禁錮の適用を受けるものとするものです。

以上で、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」の説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(角田勝議員)

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(角田勝議員)

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第3号～

○議長（角田勝議員）

日程第8、議案第3号「西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第3号「西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由について、でございますが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、当該改正法に準拠した内容に改めるため所要の改正を行うものでございます。

次に主な改正内容について、でございますが、第1条の改正は、「西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するもので、第9条第2項及び第4項の改正は育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の範囲について、従前3歳に満たない子を養育する者が対象であったところ、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者に拡大し、第17条第1項の改正は、文言の追加を、第18条の2及び3の改正は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定及び勤務環境の整備に関する措置の規定をそれぞれ新たに設けるものです。

第2条の改正は、「西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するもので、第18条第3項の改正は、引用元法令の改正に伴う条ずれの解消を行うものです。

最後に附則でございますが、第1条は施行期日を令和7年4月1日からとし、第2条は経過措置として時間外勤務制限にかかる請求について3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う場合には、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けております。

以上で、議案第3号「西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例及び西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、の説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第4号～

○議長（角田議長）

日程第9、議案第4号「西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（角田議長）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第4号「西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由について、でございますが、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」が公布されることに伴い、当該改正内容に準拠するよう所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容について、でございますが、第6条の改正は従前、「旅費の種類」を定めていたものを「旅費の種目」とし、新たに別表を定め、級や区分、旅費の種類を規定するものです。第7条から第10条の改正は、旅費の計算について、実費を弁償するものとし、第8条から第10条までの従前の計算方法にかかる規定を削除するものです。第11条第4項の改正は、概算払により旅費の支給を受けた者が旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しなかった場合に、以降の給与又は旅費から差し引かなければならない旨の規定の追加です。第16条から第19条までの改

正は、「日当、宿泊料、食事料、日額旅費」にかかる規定を削除し、新たに「宿泊費、宿泊手当」の規定を設けるものです。第22条の2の改正は、旅費の支給額の上限としまして、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費の支給額について、各規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を支給する規定を新たに設けるものです。第23条の2の改正は、旅費の返納としまして、条例・規則の規定に違反して支給を受けた旅費の返納及び給与又は旅費からの差し引きにかかる規定を追加するものです。

最後に附則としまして、第1条はこの条例の施行期日を令和7年4月1日からとし、第2条は経過措置としまして、この条例の施行日前後の旅行の取扱いについて定め、第3条はこの条例の改正により影響のある条例としまして、「西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例」の一部改正による「日当」にかかる文言を削るものでございます。

以上で、議案第4号「西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について」、の説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第5号～

○議長（角田勝議員）

日程第10、議案第5号「令和7年度西はりま消防組合一般会計予算」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第5号「令和7年度西はりま消防組合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、お手元に配布しております予算書をご清覧願います。

令和7年度の予算総額は、第1条において、歳入歳出それぞれ30億2千579万4千円と定めております。予算の内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条では、地方債の起債の目的、限度額等を定めており、3ページの第2表におきまして、総額2千710万円の限度額を設定しており、その内容を同表に列挙いたしておりますのでご清覧願います。

次に、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

まず、9ページをお開き願います。

第1款 議会費は、議員報酬及び議会運営経費として33万円を計上しております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、1目 一般管理費は、審査会委員及び管理者等の報酬並びに本部の運営に必要な経費として事務用消耗品等550万7千円を計上しております。

10ページをご覧ください。

5目 財産管理費は、本部庁舎の維持管理経費等として、1千186万1千円を計上しております。

7目 情報管理費は、インターネット接続料並びに人事給与及び財務会計システムの保守管理委託料等1千185万9千円を計上しております。

10目 公平委員会費は、委員報酬として、2万9千円を計上しております。

11ページをお開き願います。

第6項 監査委員費は、委員報酬として、10万6千円を計上しております。

次に、第9款 消防費、第1項 消防費、1目 常備消防費は、予算総額27億9千697万2千円を計上しております。

前年度と比較し、2億6千117万3千円の増額となっており、主な増額要因としては、人事院勧告による給与改定により職員人件費が増額となったことや救急搬送支援システム、兵庫衛星通信ネットワーク設備など各種更新経費を計上していることによるものです。

なお、この科目には、本部及び相生、たつの、宍粟、太子、佐用の5つの消防署等に勤務する一般職員、再任用職員の人件費と各署所の一般事務経費及び活動経費を計上しております。

それでは、節ごとに順次、ご説明申し上げます。

まず、1節 報酬は、消防賞じゅつ金等審査委員報酬として2万円を計上しております。

2節 給料は、11億5千614万3千円を計上しております。

3節 職員手当等は、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当等8億6千118万8千円を計上しております。

4節 共済費は、兵庫県市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金等、3億8千947万7千円を計上しております。

12ページをご覧ください。

7節 報償費は、救急研修会に係る講師謝礼4万5千円を計上しております。

8節 旅費は、会議、兵庫県消防学校並びに消防大学校への専門研修等の普通旅費として、400万3千円を計上しております。

10節 需用費は、消防一般事務、消防職員の被服貸与、予防・警防・救急活動等の活動費、レッドパトロール事業の車両燃料費等、5千803万6千円を計上しております。

11節 役務費は、電話料金等の通信運搬費、予防接種手数料等2千875万1千円を計

上しております。

12節 委託料は、指令システムの保守管理委託、救急救命士の挿管・病院実習委託料、職員の健康診断委託料等、6千931万7千円を計上しております。

13ページをお開き願います。

13節 使用料及び賃借料は、複写機等事務機器の使用料、有料道路通行料等、471万円を計上しております。

17節 備品購入費は、各署における庁用器具費、救急用資機材、救助用資機材等の機械器具費1千57万8千円を計上しております。主なものとしましては、救急車に積載しますAED2台分344万5千円、救助用資機材の更新としてマット型空気ジャッキ263万3千円、救助用ボート一式221万1千円となっております。

18節 負担金、補助及び交付金は、システム及びネットワーク更新に係る負担金、退職手当組合への負担金、消防大学校及び兵庫県消防学校入校負担金等として2億1千468万5千円を計上しております。

21節 補償、補填及び賠償金は、賠償金等の科目設置に係る基礎額として1万円を計上しております。

26節 公課費は、救急救命士登録免許税1名分として9千円を計上しております。

次に、3目 消防施設費は、予算総額1億9千299万5千円を計上しておりまして、前年度と比較し、4千200万6千円の減額となっております。主な減額要因としましては、車両更新経費の減額等によるものです。

この科目は、本部及び管内12署所に配置しております消防車両等の維持管理費、消防車両購入費及び消防庁舎施設の維持管理費等を計上しております。

それでは、節ごとに順次、ご説明申し上げます。

10節 需用費は、各署所の光熱水費、消防庁舎の維持管理経費、消防車両の車検・修理代等5千577万8千円を計上しております。

11節 役務費は、各署所の建物損害保険料、車両の自動車損害保険料及び車両の法

定点検手数料等として597万1千円を計上しております。

14ページをご覧ください。

12節 委託料は、電気設備の保守管理委託料、施設の清掃業務委託料等、261万3千円を計上しております。

13節 使用料及び賃借料は、本部事務車両の賃借料及び宍粟消防署千種出張所の土地賃借料65万8千円を計上しております。

14節 工事請負費は、宍粟消防署仮眠室の空調機交換工事32万2千円を計上しております。

17節 備品購入費は、車両7台分の購入費等で、1億2千554万9千円を計上しております。なお、令和7年度購入車両は、たつの消防署に資機材搬送車、光都分署に消防ポンプ自動車、相生消防署に救急車、相生消防署、揖保川出張所、波賀出張所、太子消防署に連絡車を各1台配備予定となっております。

18節 負担金、補助及び交付金は、相生消防署の庁舎に係る上下水道料金、消防用設備等の保守点検料等を按分する相生市への負担金として、60万円を計上しております。

26節 公課費は、自動車重量税150万4千円を計上しております。

第12款 公債費、第1項 公債費、1目 元金は、令和4年度に起債した長期債に係る償還元金400万円を計上しております。

15ページをお開き願います。

2目 利子は、長期債に係る償還利子として13万5千円を計上しております。

第14款 予備費は、200万円を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第11款 分担金及び負担金は、29億1千809万8千円を計上し、その内容は、消防本部、消防署の運営に係る構成市町の負担金でございます。

第12款 使用料及び手数料は、457万2千円を計上し、その主な内容は、危険物施設等設置及び変更等手数料でございます。

第13款 国庫支出金は、3千480万4千円を計上し、相生消防署に配備する救急車及び光都分署に配備する消防ポンプ自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金、Live 119導入に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。

第15款 財産収入は、救急車両等物品売払収入に係る基礎額として48万円を計上しております。

7ページをお開き願います。

第18款 繰越金は、科目設置に係る基礎額として1万円を、第19款 諸収入のうち、第2項 預金利子につきましても、科目設置に係る基礎額として10万円を計上しております。

第4項 受託事業収入は、2千625万3千円を計上し、その主な内容は、管内道路トンネル7か所の非常警報盤管理委託料、及び光都分署に係る上郡町受託事業収入でございます。

第5項 雑入は、1千437万7千円を計上し、その主な内容は、各種保険団体事務取扱に係る事務手数料、職員成人病検診に係る兵庫県市町村職員共済組合からの助成金、派遣職員人件費負担金となっております。

8ページをご覧ください。

第21款 組合債は、2千710万円を計上し、その内容は、兵庫衛星通信ネットワーク設備更新及びたつの消防署に配備する資機材搬送車に係る起債となっております。

以上で、議案第5号「令和7年度西はりま消防組合一般会計予算」についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（角田勝議員）

以上で、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉 会 宣 告

これをもって、令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（角田勝議員）

閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本定例会に付議された案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年1月には阪神淡路大震災の発生から30年が経ちましたが、この間にも全国的には東日本大震災をはじめ、様々な地震や火災、事故などが発生し、直近では埼玉県八潮市における道路陥没事故など、住民が不安を抱く事例も少なくなりません。

理事者におかれましては、今後も引き続き住民の安全・安心のための対策を構成市町と一体となって御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

令和7年第1回西はりま消防組合議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会では、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおり同意・可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、当組合といたしましては、今後も引き続き、構成市町との連携をより一層深め、地域住民の皆様の安全と安心を確保するため、更なる消防力の強化に努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに臨み、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（角田勝議員）

皆様、お疲れさまでした。

(午後 3 時 2 6 分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年2月25日

西はりま消防組合議会議長 角田 勝

会議録署名議員 後田 正信

会議録署名議員 浅田 雅昭